

10月からの労務に関する法改正②

平成19年度においては、数多くの労働関係諸法令が改正されましたが、10月以降も幾つか改正点がありますのでご紹介します。求人年齢の制限は、原則として禁止となりました。例外的取扱いもありますが、限定的です。留意する必要があります。

●最低賃金の改定（10月28日発効）

山口県	657円
福岡県	663円

最低賃金は、その県内のアルバイト、パートタイマーを含むすべての労働者に適用されます。

●求人年齢の制限

募集・採用を行うにあたって、年齢制限を原則禁止とする改正雇用対策法が、平成19年10月から施行されました。これまでは募集・採用を行うにあたって、年齢制限の緩和については努力義務とされてきました。今回の改正雇用対策法では、原則年齢制限が禁止されたのが大きな特徴で、労働者の募集・採用の際には、原則として年齢を不問としなければなりません。なお、年齢制限の禁止は、公共職業安定所を利用する場合をはじめ、民間の職業紹介事業者、求人広告などを通じて募集・採用する場合を含め、広く適用されます。ただし、合理的な理由であって例外的な年齢制限が認められる場合が、厚生労働省令で以下のように定められています。

※例外事由（雇用対策法施行規則第1条の3第1項）

①定年年齢を上限として、当該上限年齢未満の労働者を期間の定めのない労働契約の対象として募集・採用する場合

○	60歳未満の者を募集（定年が60歳）
×	60歳未満の者を募集（契約期間6ヶ月）
×	60歳未満の者を募集（定年が63歳）

②労働基準法等の法令により年齢制限が設けられている場合

○	18歳以上の者を募集（労働基準法第62条の危険有害業務）
○	18歳以上の者を募集（警備業法第14条の警備業務）

③長期勤続によるキャリア形成を図る観点から、若年者等を期間の定めのない労働契約の対象として募集・採用する場合

○	35歳未満の者を募集（職務経歴不問）
○	40歳未満の者を募集（簿記2級以上）
×	35歳未満の者を募集（契約期間6ヶ月）
×	40歳未満の者を募集（□□業務の経験者）

④技能・ノウハウの継承を図る観点から、特定の職種において労働者数が相当程度少ない特定の年齢層（30歳～49歳において5歳～10歳幅の設定）に限定し、かつ、期間の定めのない労働契約の対象として募集・採用する場合

○ B社の電気通信技術者として、30～39歳の者を募集

×

B社の電気通信技術者として、25～34歳の者を募集

×

B社の電気通信技術者として、35～49歳の者を募集

⑤芸術・芸能の分野における表現の真実性等の要請がある場合

○	演劇の子役のため、□歳以下の者を募集
×	イベントコンパニオンとして、30歳以下の者を募集

⑥60歳以上の高齢者または特定の年齢層の雇用を促進する国の施策を活用する場合の対象となる者に限定して募集・採用する場合

○	60歳以上の者を募集
○	中高年齢者トリアル雇用の対象として、45歳以上65歳未満の者を募集
○	若年者トリアル雇用の対象として、35歳未満の者を募集
×	60歳以上70歳未満の者を募集